

税額控除対象社会福祉法人一覧表 (世田谷区長が所轄庁)

令和7年1月1日時点

番号	法人名	所在地	証明日	有効期間 (有効期間は、証明日より5年間)
1	社会福祉法人東京育成園	世田谷区上馬4丁目12番3号	令和3年10月7日	令和8年10月6日
2	社会福祉法人子どもの虐待防止センター	世田谷区南烏山4丁目18番8号	令和4年12月5日	令和9年12月4日
3	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	世田谷区下馬2丁目20番14号	令和5年9月11日	令和10年9月10日
4	社会福祉法人青少年と共に歩む会	世田谷区桜上水1丁目27番11号	令和6年4月1日	令和11年3月31日
5	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	世田谷区成城6丁目3番10号	令和7年1月1日	令和11年12月31日

ホームページの更新状況により、一覧表上の有効期間を経過している場合でも、新たに証明書の発行を行っている場合がございます。